



# 今月は 住民税の納期です

## 納期限内に必ず納めましょう

今月は住民税(前年度)の納期です。この住民税を納付する義務は、納税義務者の住所が本市にあり、かつ、前年度(昭和42年)の12月31日現在の所得が一定以上ある者に課税されます。納税義務者は、納税期限までに必ず納めましょう。

### 町民税の納税義務者

## 昭和43年度住民税のあらまし

昭和43年度住民税の納税義務者は、前年度(昭和42年)の12月31日現在の所得が一定以上ある者に課税されます。納税義務者は、納税期限までに必ず納めましょう。

### 所得算定上の控除

△生命保険料控除... △所得控除(町民税、県民税とも共通)...

### 簡易保険一五〇万円

引き上げ記念 新加入運動実施

### 旧軍人下士官の 一時恩給有資格調査

このほど法改正の予定により、一時恩給の有資格者調査が行われます。

### 農薬安全使用基準 決まる

このたびは、農薬の安全使用基準が決定されました。

## 内宮橋完成

昭和四十二年度県費補助事業として、内宮橋が完成しました。

この橋は、内宮橋通りに通ずる主要道路大正町と内宮橋通りの間に架かるもので、以前は木橋で老朽化が著しく通行が困難な状態にあり、この架け替えが完了しました。



完成した内宮橋

町民税の課税区分 (1) 町民税の課税区分 (2) 町民税の課税区分

町民税の課税区分 (3) 町民税の課税区分

簡易保険一五〇万円 引き上げ記念 新加入運動実施

旧軍人下士官の 一時恩給有資格調査

農薬安全使用基準 決まる

農薬安全使用基準 決まる (続き)

農薬安全使用基準 決まる (続き)

Table with columns for '農薬名' (Pesticide Name), '使用法' (Usage), and '注意事項' (Precautions).

農薬安全使用基準 決まる (続き)